秦野市議会基本条例の一部を改正することについて

秦野市議会基本条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月21日提出

提出者	秦野市議会議員	露	木	順	三
賛成者	同	今	井		実
同	同	大	野	祐	司
同	同	横	Щ	むら	さき
同	同	横	溝	泰	世
同	同	谷		和	雄

提案理由

大規模災害等の発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民 生活の平穏を確保することを目的とした、議会の体制整備について定めるため、 改正するものであります。

秦野市議会基本条例の一部を改正する条例

秦野市議会基本条例(平成23年秦野市条例第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 議会の活動原則(第3条)」を「第2章 議会の活動原則 (第3条・第3条の2)」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(大規模災害発生時の体制の整備)

- 第3条の2 議会は、地震、風水害等による大規模な災害の発生時に、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的に活動できる体制を整備するものとする。
- 2 前項の規定による体制の整備について必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議提議案第2号 秦野市議会基本条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
目次	目次
前文	前文
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 議会の活動原則(第3条・第3条の2)	第2章 議会の活動原則(第3条)
第3章-第9章 (略)	第3章-第9章 (略)
附則	附則
(大規模災害発生時の体制の整備)	
第3条の2 議会は、地震、風水害等による大規模な災害の発生	
時に、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の平穏を	
確保するため、総合的かつ機動的に活動できる体制を整備する	
<u>ものとする。</u>	
2 前項の規定による体制の整備について必要な事項は、別に定	
<u>める。</u>	
附則	
この条例は、公布の日から施行する。	